

令和4年第3回臨時会

福山地区消防組合議会会議録

2022年（令和4年）9月22日

福山地区消防組合議会

令和4年第3回福山地区消防組合議会臨時会会議録目次

2022年（令和4年）9月22日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
消防業務報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
管理者挨拶	5
報第2号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について	5
議第7号 令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算	6
議第8号 福山地区消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	10
議第9号 財産の取得について	13
閉会	14

令和4年第3回福山地区消防組合議会臨時会会議録

2022年（令和4年）9月22日（木曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

議 事 日 程

2022年（令和4年）9月22日

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 報第2号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について
 - 第4 議第7号 令和4年度福山地区消防組一般会計補正予算
 - 第5 議第8号 福山地区消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
 - 第6 議第9号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

1 番 皿 谷 久美子	2 番 小 林 聡 勇
3 番 石 田 実	4 番 福 田 勉
5 番 喜 田 紘 平	6 番 宮 本 宏 樹
7 番 八 杉 光 乗	8 番 能 宗 正 洋
9 番 加 納 孝 彦	10 番 土 井 基 司
11 番 連 石 武 則	12 番 小 川 清 治
13 番 榊 原 則 男	14 番 岡 崎 正 淳
15 番 西 本 章	16 番 熊 谷 寿 人
17 番 池 上 文 夫	18 番 高 木 武 志
19 番 稻 葉 誠一郎	20 番 早 川 佳 行

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	枝広 直幹	副 管 理 者	小川 政彦
副 管 理 者	小野 申人	副 管 理 者	入江 嘉則
監 査 委 員	林 浩二	会 計 管 理 者	三谷 正道
消 防 局 長	濱田 善章	総 務 部 長	片岡 伸夫
警 防 部 長	下宮 正靖	総務部総務課長	曾根 康太
総務部総務課 企画管理担当課長	能島 正和	総務部予防課長	下見 育弘
警防部警防課長	木舎 晴可	警 防 部 救 急 救 助 課 長	濱田 信孝
警防部指令課長	寺山 文宏	南 消 防 署 長	青木 浩司
北 消 防 署 長	吹抜 芳昌	東 消 防 署 長	杉原 誉輝
西 消 防 署 長	三好 浩正	水 上 消 防 署 長	江草 利勝
芦品消防署長	村上 典秀	深安消防署長	穂垣 光浩
府中消防署長	高橋 光男		

事務局出席職員

事 務 局 長	今川 真一	事 務 局 員	佐藤 美穂
事 務 局 員	吉岡 佑之	書 記	藤田 省吾
書 記	小川 大輔		

午前10時00分開会

議長（熊谷寿人） ただいまから令和4年第3回福山地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

議長（熊谷寿人） これより本日の会議を開きます。

消防業務報告

議長（熊谷寿人） 日程に入るに先立ち、消防局長から消防業務報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（濱田善章） 貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

まず、8月26日に東京都立川市において開催された、第50回全国消防救助技術大会の結果についてであります。本消防組合から広島県または中国地区代表として、過去最多4種目10人の職員が出場し、ロープブリッジ救出の種目においては最速タイムを記録するなど全ての種目で優秀な成績を収めることができました。引き続き、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、住民の消防に寄せる期待に応えるよう取り組んでまいります。

次に、火災・救急業務の状況についてであります。

お手元に配付いたしております、火災・救急統計資料を御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。火災の発生状況でございます。本年1月から8月末までの火災の発生状況は、表の中段左端に掲げておりますとおり73件で、前年同期と比較いたしまして11件の増となっており、建物火災、車両火災及びその他の火災が増加したことによるものでございます。また、死者につきましては、表の中ほどにありますように、前年同期と比較し、1人増の7人となっております。

次に、損害額は、表の右端にありますように2億7,600万円余で、前年同期と比較して1億2,600万円余の増となっております。

引き続き、関係機関と連携を図り、火災減少に向けた取組と焼死火災撲滅のため、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の啓発に取り組んでまいります。

2ページには、構成市町別の内訳を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

続いて、3ページをお願いいたします。救急業務の状況であります。本年1月から8月末までの救急出場件数は、表の中段左端に掲げておりますとおり1万5,706件出場し、1万3,951人を搬送しております。前年同期と比較し、出場件数で1,716件、搬送人員1,570人の増となりました。

4ページには、構成市町別の内訳を掲載しております。

なお、本年における新型コロナウイルス感染症関連の活動といたしましては、8月末現在、陽性者584人を救急搬送しております。今後も、状況に応じて感染防護措置を実施し、消防職員が感染媒体とならないように努めるとともに、救急需要に的確に答えるよう取り組んでまいります。

以上、火災・救急業務を中心として御報告を申し上げます。引き続き、住民の皆様の安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって取り組んでまいり所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、消防業務につきましての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（熊谷寿人） 日程に入る前に、ただいまの出席議員20人です。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊谷寿人） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、1番、皿谷久美子議員及び12番、小川清治議員を指名いたしたいと思ひます。

日程第2 会期の決定

議長（熊谷寿人） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたし

ました。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝広直幹） 本日、臨時組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には、御参集いただき、誠にありがとうございます。

今回提出しております諸議案の御審議をお願いするに当たり、消防行政の状況と本年度の主要事業の取組状況について御説明申し上げます。

初めに、消防行政の状況についてであります。

新型コロナウイルス陽性者への救急対応については、8月中旬から下旬にかけて急激に増加したことから、南消防署や芦品消防署に非常用救急隊を増隊し対応いたしました。9月に入る頃から徐々に対応件数は減少してはいますが、救急出場件数は依然として高止まりの状況にあります。引き続き、医療機関等と連携を図り、救急体制の維持・確保に取り組んでまいります。

次に、本年度の主要事業の取組状況について御説明申し上げます。

まず、車両整備については、資機材搬送車1台と現場指揮広報車1台は10月から、消防ポンプ自動車3台は12月から、そして水槽付消防ポンプ自動車1台は2023年、令和5年2月からそれぞれ運用開始に向けた準備を進めています。また、南消防署へ配備予定の救助工作車1台は、8月25日に入札し、落札業者を決定しました。

東消防署改修事業については、現在、庁舎の耐震等に係る改修工事を実施しております。

以上、消防行政と主要事業の取組状況について御説明を申し上げます。

今後も、より一層、地域に根差した消防行政の強化に向け、専門知識・技術を有する人材の育成を図るとともに、組管内全域の住民の皆様の安心・安全のため、消防局長を中心に職員一丸となって消防業務に鋭意取り組んでまいります。

本臨時会では、令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算や福山地区消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてのほか、財産の取得についてを提出しています。何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げ、御挨拶いたします。

日程第3 報第2号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分報告について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第3 報第2号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼いたします。報第2号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について御説明申し上げます。

この専決処分は、2022年、令和4年5月20日午後0時50分頃、北消防署駅家分署の職員が福山市沖野上町六丁目9番22号付近を自動車で走行中、シンボルロード地吹野上線との交差点において右折する際、南進してきた自動車と接触し、当該車両を損傷させたものであります。

その相手方に対する損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により管理者において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に御報告するものでございます。

賠償金額、賠償及び和解の相手方、専決年月日、専決番号等につきましては、議案に掲げているとおりであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして報第2号を終了いたします。

日程第4 議第7号 令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算

議長（熊谷寿人） 次に、日程第4 議第7号令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（能島正和） 失礼いたします。議第7号令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出1,170万円を追加いたしまして、65億8,797万7,000円といたすものであります。

2ページ、3ページには、歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の金額を掲げております。

続きまして、4ページから6ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

7ページ、8ページをお願いいたします。歳入、第3款国庫支出金の項・目、委託金、消防費国庫委託金の補正予算額200万円の増額につきましては、8ページの説明欄に掲げているとおり、少年消防クラブ育成事業が総務省消防庁の委託事業として採択されたことによるものであります。

第6款繰越金の項・目、繰越金の補正予算額970万円の構成団体別の内訳につきましては、説明欄に掲げております。

9ページ、10ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費、常備消防費の補正予算額1,170万円の各署所費別の内訳につきまして掲げております。この補正予算の内容でございますが、原油価格高騰による光熱費及び燃料費の対策分として970万円、総務省消防庁の委託事業、少年消防クラブ育成事業分として200万円を計上いたしております。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付いたしております補正予算議案説明資料にお示しいたしております。

以上で令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑へ入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

18番（高木武志） 1点目は、少年消防クラブ育成事業の具体についてお示しをいただきたいと思っております。

それから、今回の補正予算の中にはないんですけども、予算の関わりでお聞きをしたいのが、今は新型コロナ感染の第7波ということで、行動制限もなく、先ほどは584人の方の搬送もされておるということで、救急隊員の方のワクチン接種率をお聞きをしたいと思います。

議長（熊谷寿人） 総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼いたします。救急隊員のワクチンの接種率についてのお尋ねでございます。

3回目接種につきましては、救急隊員84.4%が接種を終えている状況となっております。

以上でございます。

議長（熊谷寿人） 予防課長。

総務部予防課長（下見育弘） 失礼いたします。少年消防クラブ育成事業の具体についてのお尋ねですが、補正予算書10ページの説明欄にあります予防活動費として200万円を計上しております。内訳につきましては、クラブのユニホームであります活動服の購入費として172万円を計上しており、本年6月に結成をされたあけぼの少年少女消防クラブのクラブ員への活動服の貸与と、併せまして既存の少年消防クラブであります光学区少年少女消防クラブ及び手城松の木少年防火隊の活動服を更新するものでございます。また、バスの借り上げ料として10万円を計上しており、これにつきましてはクラブ員を対象としまして、本年11月に広島県防災航空センターへの防火視察研修を計画しております。さらに、少年消防クラブのシンボリックな役割を果たします旗としてクラブ旗を整備することとしまして18万円を計上しており、団結力の向上に努めることとしております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷寿人） 高木議員。

18番（高木武志） 救急隊員のワクチン接種っていうのは、医療従事者として優先接種の対象になっているというふうに思うんですけども、今3回目が84.4%ということでもありますけれども、この100%達成がまだできていないという状況については、その理由についてお示しをいただきたいと思います。

それから、少年消防クラブ育成事業の今後はどういうふうに考えておられるのかお示しください。

議長（熊谷寿人） 総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼いたします。ワクチン接種が100%に達してないという御指摘の御質問でございます。

現状4回目の接種につきましては44.3%と、低い率となっておりますが、こちらは10月以降のオミクロン株のワクチン接種を考えて待っている職員、または2回目、3回目の接種において副反応がございましたので、こちらの状況を踏まえて対応を考えている職員がいるものと考えております。また、ワクチン接種につきましては、機会を捉えて職

員には接種をするように伝えており、また、職員の活動における感染防止対策の徹底を行って活動しているところでございます。

以上でございます。

議長（熊谷寿人） 予防課長。

総務部予防課長（下見育弘） 失礼いたします。少年消防クラブの今後についてのお尋ねですが、消防局といたしましても青少年期における防火、防災思想の普及についてはとても重要だと考えております。機会を捉えまして周知を行っておりますが、新たなクラブ結成になかなかつながっていないのが現状となっております。このたび結成をいたしましたあけぼの少年少女消防クラブにつきましても、40年ぶりの結成となっております。

全地区への結成につきましては、少子化、子供会への未加入者の増加、また、地域性、社会情勢の変化などにより、クラブ員の参加や指導者の確保が難しい状況となっておりますので、全地区への結成については困難と考えております。引き続き、少年消防クラブの活動を広く周知いたしまして、新たなクラブが結成されますように地域、また、防火協会と連携をしまして取り組んでいくこととしております。

以上です。

議長（熊谷寿人） 高木議員。

18番（高木武志） 今、現状4回目の分が44.3%ということで、今後隊員の接種率を上げていくために努力されるということなんですけれども、今のうちに、今後また第8波も来るというふうに言われておりますし、感染者との接触というのが救急隊員にとっては当然起こり得ることでありまして、そういった中で救急隊員がワクチン接種をなかなか打てないというふうな状況の中で感染するということになりますと、救急業務そのものに支障を来すというふうなことでありますので、ぜひ一刻も早くそうした接種ができるようお願いをしたいと思います。

それから、少年消防クラブ育成事業の分ですけれども、本当に今、子供たち自身もそういった防火に接する機会っていうのがコロナなんかできていないというふうなこともあって、こういったことも重要かというふうに思っております。ぜひこれも大いに皆さんでいろんなところに広げていただきますようお願いをしておきます。

議長（熊谷寿人） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(熊谷寿人) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第8号 福山地区消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

議長(熊谷寿人) 次に、日程第5 議第8号福山地区消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長(曾根康太) 失礼いたします。議第8号福山地区消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について御説明いたします。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、国家公務員の定年引上げにより、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講じるため地方公務員法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、改正内容です。

第1条、福山地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正については、引用法令の条項ずれを整理するものです。

次に、第2条の福山地区消防組合職員の分限に関する条例の一部改正については、降給の種類や職員を降給させる場合等について定めるものです。

次に、第3条の福山地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正については、減給処分に係る減給額を定めるものです。

続いて、2ページをお願いします。第4条の福山地区消防組合職員のサービスの宣誓に関する

る条例の一部改正については、引用法令の条項ずれを整理するものです。

次に、第5条の福山地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、再任用短時間勤務職員と同様に定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等を定めるものです。

次に、第6条の福山地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、引用法令の条項ずれを整理するものです。

次に、第7条の福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正については、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規定の整理を行うものです。

次に、第8条の福山地区消防組合職員の再任用に関する条例については、現行の再任用制度を廃止することによるものです。

続いて、3ページをお願いします。施行期日については、2023年、令和5年4月1日としております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

18番（高木武志） 60歳を超えて7割に減額をされるわけですけれども、どれぐらい引下げになるのかお示しをいただきたい。

それから、このたびの60歳からの定年延長によって7割に給料が減額になる職員と、諸手当のない再任用短期職員というのが存在するということになりますけれども、同一労働、同一賃金が原則でありながら、同じ仕事をしながら給与が違うという矛盾が起きると考えますけれども、その点についてお示してください。

それから、60歳を過ぎたことによって7割に減額されることについて、職務給の原則が壊されるのではないかと思うんですけれども、その点についてもお示してください。

18番（高木武志） また、新規採用についてはこれまでのように継続して行う予定なのか、その点についてもお示してください。

議長（熊谷寿人） 総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼いたします。まず、60歳で7割の給与となる、こちらの影響額についてでございます。

こちらにつきましては、消防士で次長級の職で基本給41万4,800円の職につきましては給料ベースで150万円程度の減となります。

次に、同一労働、同一賃金の原則に矛盾が生じているのではないかとお尋ねについてですが、その賃金の格差についての職員の心積もり、影響等についての御質問だと思います。こちらにつきましては、これまでも、給与について同一職務の級の中でも一定の幅が設けられ、具体的な水準は勤続期間等勤務に関する諸要件を考慮して決定されており、同じ職務を責任とする職員間でその額の差が生じることは予定されているものとなっております。

続きまして、職務給の原則を壊すことになるのではないかとお尋ねでございます。

給料額については、現行の制度においても同一職務の級の中で一定の幅が設けられ、勤続期間等を考慮して決定することとされており、同じ職務と責任を有する職員の間で差が生じることは予定されているものです。給料の7割措置についても、人事院の意見の申し出に基づき、民間との均衡を踏まえて設定されているところであり、国においても実施されていることから均衡の原則を踏まえて実施してまいります。

続きまして、新規採用の考え方についてのお尋ねでございます。

段階的な定年引上げに伴い、定年退職者が生じない年度においても必要な職員数、年齢構成、行政需要等を見極めながら継続的に採用を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（熊谷寿人） 高木議員。

18番（高木武志） この再任用の職員の関わりですけれども、こうしたことについては予定されているというふうなことだったんですけれども、矛盾としては存在するというふうに思うんです。ぜひとも働く人の立場に立った制度設計を求めておきます。

それから、定年延長と新規採用については、このことについては引き続き毎年継続をして新規採用を行っていくというふうなことで理解をすればいいのか、その点についてお示してください。

議長（熊谷寿人） 総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） こちらについては、人員も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（熊谷寿人） 高木議員。

18番（高木武志） こうした定年延長でもきちんと職員が新しく補充されて業務が継続されていくように、これは再任用職員との矛盾の問題でも、ぜひ制度設計を考えていただきたいということを強く求めておきます。

議長（熊谷寿人） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第9号 財産の取得について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第6 議第9号財産の取得についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（能島正和） 失礼いたします。議第9号財産の取得について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

本議案は、福山地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

今回取得いたします救助工作車Ⅲ型は、南消防署へ配備しています現有車両を更新するものでございます。主な装備といたしましては、最大つり上げ能力2.9トンのクレーン装置、最大牽引力5トンのフロントウインチ、リアウインチ及び屋上上昇式照明装置を搭載しております。取得価格は1億9,129万円、契約の相手方は福山市南手城町四丁目

8番18号中央ヂーゼル株式会社でございます。納入期限につきましては、2023年、令和5年3月31日としております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷寿人） 以上で本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第3回福山地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議員 熊谷 寿人

福山地区消防組合議会議員 小川 清治

福山地区消防組合議会議員 皿谷 久美子